

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成24年11月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農業委員会等に関する法律施行令第3条に係る農業委員選挙人名簿の審査方法について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 使用貸借の解約通知について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 35名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 卷 純 一 委員 |
| 3番 清 水 栄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 高 山 博 委員 |

25番	佐藤裕雄	委員	26番	阿部新一郎	委員
27番	星野英治	委員	28番	藤田吉則	委員
29番	渡邊一英	委員	30番	原正利	委員
31番	小師勉	委員	32番	目黒伸一	委員
33番	山田佳典	委員	34番	蒲澤正	委員
35番	小林六一	委員			

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	大坂純司
事務局 次長	渡邊博之
経営基盤係副参事	麦倉政勝
農地係主任	堀江定昭

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、定刻になりましたので、平成24年度11月の農業委員会総会を開催したいと思います。

改めておはようございます。皆さんご存じのとおり、きょうはすこぶる暖かい日でございますが、近年寒さを感じるこの頃でございますが、体調調整してやってもらいたいと思いますし、それと、私のほうから1点おつなぎしたい点がございます。

というのは、先般郡協のほうで農業者年金の加入推進会議がございました。そのときに農協の職員さんからも出席していただき、見附の市役所で開催したわけでございますが、今回三条市、加入目標の数字が5名という形でございます。そんな中で皆さん地域に帰り、候補者がおられましたら、速やかに事務局のサイドに報告していただければと思っている次第でございます。

農業者年金は、皆さんご存じのとおり老後の生活を保障するための制度でございまして、昔の制度と変わりがちで、積み立て方式という形の中で今運用されているわけでございますが、今度昔の制度と違って、積み立て方式という形の中で運用されているのだから、掛けたものはそっくり戻ってくるのだということを、説明をしながら、加入推進を進めていただければと思っておる次第でございます。

13日には、25年度農林関係予算要請を國定市長へ提出してまいりました。市長さんも今こういう時世ですが、皆さんの要望について、ある程度わかりましたという返事をいただきました。半分期待してもよいのではないかなと思っている次第でございます。

11月16日に、県の農業会議に出席してまいりましたが、そのときに総会終了後、県の農林水産部のほうから今年度の作況というものに対して色々説明がございました。皆さんご存じのとおり、修正されまして、104という形になり、三条市としては10

1ということでもあります。

1等比率の割合なのですが、新潟県は近年になく非常に悪く、特に悪い地域は魚沼地区で一番米どころのブランド米をつくっている地域が非常に等級比率が悪かったという話を伺いました。平場の三条市においては約72%という形になっておるわけですが、それもひとえに農家の生産技術が向上したのではないかなと思っておるわけですが、

そして、11月20日に皆さん出席されましたが、新潟県農業委員大会がございました。そのときも予算要請というものに対して皆さんから慎重に審議していただいたわけですが、

以上、報告を申し上げまして、簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席35名、欠席ゼロで会議は成立いたします。

署名委員指名につきましては、定めにより私から指名いたします。8番、刈屋委員、28番、藤田委員を指名しますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速に議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

まず、30ページをご覧ください。今月の申請は新規設定43件、20万9,387.12㎡、再設定99件、57万4,054.12㎡、利用権移転12件、6万8,897.36㎡、所有権移転5件、1万8,349㎡であります。合計では159件、87万687.6㎡でございます。

戻りまして、1ページの121番から順に説明いたします。

121番は、福島新田地内の農地2筆、9,996㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約100万円でございます。

122番は、井栗1丁目地内の農地2筆、1,057㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約120万円であります。

123番は、福島新田地内の農地2筆、1,448㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約80万円であります。

124番は、福島新田地内の農地1筆、168㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約80万円であります。

125番は、川通西地内の農地2筆、5,680㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約90万円であります。

126番は、荒町2丁目ほか地内の農地6筆、1,932㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

127番は、石上3丁目地内の農地5筆、3,584㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

128番は、上保内地内の農地3筆、2,062㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

129番は、笹岡地内の農地1筆、1,791㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

130番は、戸口地内の農地1筆、1万7,925㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

131番は、蔵内地内の農地1筆、979㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

132番は、茅原地内の農地1筆、3,465㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

133番は、長峰地内の農地2筆、3,025㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。

134番は、荒沢地内の農地1筆、987㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

135-1番は、飯田地内の農地10筆、1万7,112㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

136番は、鶴田1丁目ほか地内の農地9筆、3,258㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

137番は、金子新田地内の農地5筆、1万88㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

138番は、善久寺地内の農地1筆、4,049㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

139番は、笹岡地内の農地3筆、7,110㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

140番は、笹岡地内の農地1筆、2,950㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

141番は、東新保ほか地内の農地4筆、2,595㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

142番は、塚野目3丁目ほか地内の農地5筆、6,193㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

143番は、塚野目ほか地内の農地20筆、1万9,328㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

144番は、鶴田地内の農地2筆、2,872㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

145番は、金子新田地内の農地1筆、555㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

146番は、月岡地内の農地6筆、2,021㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

147番は、大島地内の農地1筆、505㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

148番は、高屋敷地内の農地16筆、5,091.6㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

149番は、曲谷地内の農地2筆、1,197㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

150-1番は、片口地内の農地10筆、1万1,638㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

151-1番は、長沢地内の農地3筆、2,650㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

152-1番は、長沢地内の農地3筆、2,506㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

153番は、柳川新田地内の農地5筆、5,674㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

154番は、籠場地内の農地3筆、2,171㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

155番は、籠場地内の農地2筆、756㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

156番は、東大崎ほか地内の農地22筆、6,490.61㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

157番は、麻布地内の農地5筆、2,173㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

158番は、柳場新田地内の農地4筆、2,203㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

159番は、塚野目ほか地内の農地7筆、6,694㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

160番は、西潟地内の農地8筆、9,418㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

161番は、下保内地内の農地7筆、7,098㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

162番は、月岡ほか地内の農地7筆、4,235㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

163番は、代官島地内の農地2筆、2,062㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

164番は、善久寺地内の農地2筆、9,429㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

165番は、中曽根新田地内の農地1筆、1,582㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

166番は、川通中町地内の農地3筆、6, 138㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

167番は、尾崎地内の農地10筆、3, 395.91㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の168番から27ページの266番までの99件につきましては、再設定でございますので、説明を略させていただきます。

27ページの267番から、また説明をさせていただきます。

267番は、石上3丁目地内の農地3筆、2, 488㎡を1年間利用権移転するものであります。

268番は、石上3丁目地内の農地2筆、2, 014㎡を1年間利用権移転するものであります。

269番は、石上2丁目ほか地内の農地15筆、9, 948.36㎡を2年間利用権移転するものであります。

270番は、石上3丁目地内の農地4筆、1, 817㎡を2年間利用権移転するものであります。

271番は、東裏館3丁目ほか地内の農地9筆、8, 602㎡を2年間利用権移転するものであります。

272番は、石上3丁目地内の農地11筆、1万174㎡を2年間利用権移転するものであります。

273番は、石上3丁目ほか地内の農地8筆、7, 269㎡を2年間利用権移転するものであります。

274番は、西中ほか地内の農地4筆、6, 757㎡を3年間利用権移転するものであります。

275番は、直江町1丁目地内の農地2筆、686㎡を4年間利用権移転するものであります。

276番は、西本成寺1丁目ほか地内の農地6筆、4, 096㎡を4年間利用権移転するものであります。

277番は、西本成寺1丁目ほか地内の農地19筆、1万4, 329㎡を5年間利用権移転するものであります。

278番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、717㎡を5年間利用権移転するものであります。

279番は、蝶名林地内の農地6筆、2, 399㎡を新規により11年間利用権設定するものであります。

続きまして、31ページをご覧願いたいと思います。

31ページの135番の2から152番の2までの枝番がついております4件、3万3, 906㎡につきましては、農用地利用集積円滑化事業での新規設定により6年から10年の利用権設定するものであります。議案中の枝番1と枝番2は連動しておりますので、そのようにご覧頂きたいと思います。

いずれも申請人の書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長、14番、村山委員は坂井代理の隣に着席願います。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

おはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、11月26日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件についての意見決定を経て、午前11時20分に閉会といたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定43件、再設定99件、利用権移転12件、所有権移転5件、合計件数で159件、面積にして87万687.6㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。ご意見ございませんでしょうか。

しばらくにしてありませんので、お諮りいたします。議第1号につきましては、只今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

36ページをご覧願いたいと思います。今月の申請は、16件の申請で、合計6万7,482.73㎡であります。

それでは、戻りまして、33ページの42番から順に説明いたします。

42番は、上保内地内の農地2筆、399㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約40万円でございます。

43番は、塚野目地内の農地1筆、2,003㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約500万円であります。

44番は、上保内地内の農地1筆、171㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約30万円であります。

45番は、上保内地内の農地1筆、132㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約25万円であります。

46番は、金子新田地内の農地1筆、100㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約200万円であります。

47番は、片口地内の農地1筆、5.51㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約300万円であります。

48番は、尾崎ほか地内の農地3筆、1,516㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約25万円であります。

49番は、高屋敷地内の農地1筆、145㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約75万円であります。

50番は、南中地内の農地1筆、463㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約60万円であります。

51番は、大島地内の農地1筆、138㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が贈与により取得するものであります。

52番は、三柳地内の農地4筆、6,091㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が贈与により取得するものであります。

53番は、大谷地地内の農地3筆、3,874㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、贈与により取得するものであります。

54番は、新光ほか地内の農地34筆、2万7,329㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

55番は、月岡ほか地内の農地19筆、7,918㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

56番は、荒沢地内の農地27筆、9,404.61㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

57番は、落合ほか地内の農地18筆、7,793.61㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなどから、許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの9件、使用貸借に贈与によるもの3件、使用貸借によるもの4件、合計件数で16件、面積で6万7,482.73㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、お願いします。

無いようですので、お諮りいたします。議第2号につきましては、只今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議無いものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

37ページをご覧ください。今月の申請は、1件の申請で、134㎡であります。

22番から説明をいたします。

22番は、北入蔵2丁目地内の農地2筆、134㎡を売買により取得し、駐車場4台の用地に計画変更したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万円であります。場所につきましては、北入蔵県営住宅から東側へ100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして1件、面積にして134㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方は、ご発言を願います。

発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、只今調査部会長の調査結果報告のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議無いものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

38ページをご覧願えますでしょうか。今月の申請は、3件の申請で、計1,208㎡であります。

同ページの14番から順に説明をいたします。

14番は、柳川新田地内の農地5筆、387㎡を作業所1棟、車庫1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、柳川新田集落内で通恵寺西側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

15番は、芹山地内の農地1筆、546㎡を農作業所1棟、車庫1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、芹山集落内で芹山集会所東側50m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

16番は、尾崎地内の農地1筆、275㎡を物置2棟、通路、屋外作業所の用地として利用したいものです。場所につきましては、尾崎集落内で尾崎浄水場東側200㎡付

近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして3件、面積にして1,208㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りいたします。議第4号につきましては、只今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議無いものと認めます。

なお、只今許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

41ページをごらん願います。今月の申請は、11件の申請で、合計6,006㎡あります。この合計面積は、40ページにございます94番が取り消し案件となっております。この94番の面積は、この合計面積に含まれておりませんので、よろしく願います。

戻りまして、39ページの87番から順に説明をいたします。

87番は、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第5条許可申請でございますので、

説明を略させていただきます。

88番は、東裏館2丁目地内の農地1筆、1,011㎡を売買により取得し、宅地造成5区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円です。場所につきましては、第三中学校東側隣接地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

89番は、西裏館3丁目地内の農地2筆、1,968㎡を売買により取得し、宅地造成8区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円です。場所につきましては、第三中学校北側100m付近です。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

90番は、石上2丁目地内の農地2筆で、307㎡を使用貸借権の設定により取得し、店舗併用共同住宅1棟、駐車場9台分、通路用地に利用したいものです。場所につきましては、レデースクリニック石黒から北側100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

91番は、西鱒田地内の農地1筆で、13㎡を売買により取得し、公衆用道路の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万円です。場所につきましては、西鱒田集落内で、鱒田保育所から北西側へ100m付近、農用地区分は第3種農地に該当しております。

92番は、下須頃地内の農地2筆、1,372㎡を売買により取得し、駐車場76台と、通路用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円です。場所につきましては、国道8号線の下須頃交差点から北東へ500m付近でございます。農用地区分は、第2種農地に該当しております。

93番は、鬼木地内の農地2筆で、286㎡を売買により取得し、車庫1棟、これは2台分でございますけれども、農機具置き場の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1,000円です。場所につきましては、鬼木集落内で蓮照寺西側隣接地でございます。農用地区分は、第2種農地に該当しております。

94番は、新堀ほか地内で、平成24年8月17日付で住宅1棟、駐車場2台とトラックの貸し駐車場用地として5条許可を受けた2筆、687㎡の許可を取り消したいものでございます。場所につきましては、福多郵便局南側250m付近です。

95番は、西大崎2丁目地内の農地1筆、218㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場3台の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円です。場所につきましては、つくし保育園から北へ200m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

96番は、先ほど説明した94番を取り消した後、新規として新堀ほか地内の農地2筆、264㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円です。場所につきましては、福多郵便局南側250m付近です。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

97番は、先ほど説明した94番を取り消した後、新規により新堀地内の農地1筆で、

433㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円であります。場所につきましては、福多郵便局南側250m付近であります。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして11件、面積にして6,006㎡で、番号で88番、89番、92番の3件の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りいたします。議第5号につきましては、只今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議無いものと認めます。

なお、只今許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第1調査部会長、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農業委員会等に関する法律施行令第3条に係る農業委員選挙人名簿の審査方法について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

議第6号『農業委員会等に関する法律施行令第3条に係る農業委員選挙人名簿の審査方法について』でございます。議案の59ページの次ページにあります議第6号参考資料により説明をさせていただきます。

1 番の日程でございますけれども、11月30日、本日でございますけれども、この総会で決定いただきました農用地利用集積計画、農地法による各申請に基づいて、農地の移動処理行いまして、各世帯の農地面積を11月30日付で仮確定をいたします。

この農地面積をもとに、12月26日、農家宛てに、直接申請書を送付いたします。そして、1月10日までに同封の返信用封筒で申請書を農業委員会事務局に郵送で提出していただきたいと思っております。

それから、農家世帯員についても市民窓口課のデータに基づき審査を行いまして、1月1日現在の世帯員を確定させていただきます。

後日皆様のところに正式な案内文書を差し上げたいと思っておりますので、1月24日午後1時30分から選挙人名簿審査会を開催いたしまして、名簿の登載内容の事前審査及び調査をお願いしたいと存じております。

1月の定例総会において選挙人名簿の意見決定をいただき、31日に、選挙管理委員会に名簿を送付する予定としておりますので、よろしく願いいたします。

それから、2番の審査内容でございますけれども、(1)の①として、一般農業者の場合は、10a以上の農地で、耕作の業務を営む農業経営主、経営主の同居の親族または配偶者で、年間耕作従事日数がおおむね60日以上の方が選挙権ありに該当します。

②といたしまして、農業生産法人の場合は10a以上の農地で、耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主であって、年間耕作日数がおおむね60日以上の方が選挙権ありに該当いたします。

(2)の従事程度の審査は、①から⑥までございますので、それを重点に置いて審査をしていただきたいと考えております。

3番の審査方法につきましては、先ほど日程の中で説明いたしましたように、1月24日午後1時30分から選挙人名簿審査会を開催し、例年どおり委員の皆様から各地区ごとに審査確認をしていただきたいと思っております。その結果に基づいて、総会で意見集約をしていただきまして、同日、選挙人名簿を選挙管理委員会に送付するものでございます。

裏面に関係する法律の抜粋がございますので、参考にしていただきたいと思っております。

現委員の皆さんにおかれましては、ここで選挙権がなくならないようにご注意をお願いしたいと思っております。ご審議をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

はい。

17番（廣川哲也委員）

17番、廣川です。確認をしたいのですが、10a以上の農地について耕作の業務を営む者という文言がありますが、この10a以上の農地、例えば市役所で把握されているのであれば、それは問題ないでしょうけれども、個人的に借りて、転作の田んぼを畑をしていて、その合計が10aあるだとかというのは、こういうのに該当するのでござ

いますか。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（大坂事務局長）

これは、あくまでも私どものほうで把握している面積でございます。把握していないものについては該当にならないというふうに考えております。あくまでも私どもで把握している面積によって、農家の皆さんのところに発送することになります。

17番（廣川哲也委員）

済みません。申請書を出す出さないではなくて、その10a以上の農地を耕作する者に当たるのか当たらないのか。あくまでも市役所のほうで把握している面積を耕作しなければだめだということかどうかということを確認している。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（大坂事務局長）

あくまでも基盤強化促進法、それから農地法に基づいて耕作していらっしゃる方のみ耕作権がありますので、今言われたような形での、実際耕作していらっしゃる方については該当とはなりません。あくまでも法律に基づいた関係の方だけでございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議長（野崎会長）

よろしいでしょうか、廣川委員。

17番（廣川哲也委員）

はい。

議長（野崎会長）

はい、どうぞ。

32番（目黒伸一委員）

32番、目黒です。法人関係についてちょっとご質問したいのですが、1番の②番、農業生産法人の組合員、社員または株主であつてということありますけれども、この社員という範囲は正式な社員なのか、それとも臨時でも社員に当たるのか、その辺をお願いします。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（大坂事務局長）

お答えいたします。

臨時雇用の方であれば、その方についてはあくまでも雇用ですので、社員または株主には当たらないということになります。その方が法人で60日間従事されても選挙権は与えられないというふうに理解していただきたいと思います。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

32番（目黒伸一委員）

はい。

議長（野崎会長）

ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

30番（原 正利委員）

選挙人名簿の件に関してなのですけれども、各地域によって農業法人組織というのでできているところが多いのですけれども、特に私ら大和地区というのは法人があちこちありまして、選挙人名簿の登録人数がすごく少なくなっているわけなのですけれども、それによって今農業委員の選挙があった場合に、当然その組織が大きくなっているところほど選挙人名簿の数が減るわけなもので、そういう場合非常に不利になるのではないかと思うのですけれども、その点についてお聞きしたい。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（大坂事務局長）

あくまでも構成員、組合員、社員ということですので、それは法人が大きくなればいたし方ないと思いますし、大規模な法人が出来れば、当然農家の方が減るわけでございます。それは大規模化になればいたし方ないというふうに考えております。一個人として同じように大きい面積を耕作されている方であれば、委託された方は面積が少なくなって、農家から外れることはいたし方ないことと思います。よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

うちも法人やっております。

それで、うちの場合は構成員で従事している方にも選挙権もらいました。そのように申請を上げれば、その専用の書類がありますので、そのように書き出していただければよいと思います。

他にご発言はありませんか。

ご発言が無いようですので、お諮りいたします。議第6号につきましては、只今事務局が説明を申し上げた手順で審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

ありがとうございます。

議長（野崎会長）

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、只今議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第7号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、発言頂きたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

そのほか皆様のほうでご発言がございましたらお願いします。

それでは、発言が無いようですので、次来月の調査部会の案内をお願いいたします。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。12月21日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

来月の調査部会は、今報告がございましたほうに第3調査部会ということで12月21日9時からということでございますので、よろしく願い申し上げます。

なお、来月の総会は27日を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

以上をもちまして定例総会を閉会させていただきます。

午前10時40分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 委 員 (8 番)

議 事 録 署 名 委 員 (2 8 番)
